

介護保険法の指定に係る居宅サービス事業所等の管理者の兼務について

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課
(指定・指導グループ)

介護保険法に基づく訪問介護事業所等の指定に関し、どのような場合に当該事業所の管理者の業務に支障がないとして他の従業者との兼務が認められるかについて、本市の見解を下記のとおり事業所における兼務の基本方針としてお示しします。

◆管理者の業務に支障がないとして他の従業者との兼務が認められる場合

(1) 又は(2)のいずれかの場合に限ります。

※ここにいる兼務とは、例えば、通所介護（第1号通所）事業所の管理者と生活相談員との兼務では、勤務時間帯を切り分けることなく、一日の勤務時間を通して両方の職務を行う場合をいいます。

(例)通所介護（第1号通所）事業所の管理者兼生活相談員
9時～18時 8時間勤務

(1) 同一事業所内における兼務

居宅サービス事業所等の種類	兼務が認められるもの
1. 訪問介護（第1号訪問）事業所	管理者とサービス提供責任者
2. 訪問看護（介護予防訪問看護）ステーション	管理者と訪問看護師
3. 通所介護（第1号通所）事業所	管理者と生活相談員
4. 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)事業所	管理者と専門相談員
5. 特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）事業所	管理者と専門相談員
6. 4. の貸与及び5. の販売を行う事業所	両事業所の管理者及び両事業所の専門相談員
7. 居宅介護支援事業所	管理者と介護支援専門員
8. 特定施設入居者生活介護	管理者と生活相談員、管理者と計画作成担当者

(2) 他の居宅サービス事業所等との兼務

★管理者同士のための兼務に限ります。

(例) 訪問介護（第1号訪問）事業所の管理者と通所介護（第1号通所）の管理者 など

注意 (1) 及び (2) の両方の兼務は認められません。

(例) 居宅介護支援事業所の管理者兼介護支援専門員と併設する訪問介護（第1号訪問）事業所の管理者やサービス提供責任者との兼務はできません。

※(1) 6. の兼務は貸与と販売で管理者及び専門相談員の職務がほぼ変わらないため、例外的に兼務が可能です。つまり、貸与事業所の管理者兼専門相談員と併設の販売事業所の管理者兼専門相談員の兼務は可能です。